

第94回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時
2020年6月26日（金曜日）
午前10時

開催場所
富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行本店 2階BOTホール
（裏表紙のご案内図をご覧ください。）

会場変更
昨年と開催会場が異なりますので、裏表紙のご案内図をご参照の上、お間違えないようにご注意下さい。

「新型コロナウイルス感染防止への対応について」（2頁）のお知らせを必ずご確認ください。

目次

第94回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告…… 5
計算書類…… 25
連結計算書類…… 27
監査報告書…… 29
株主総会参考書類…… 34
第１号議案　剰余金の処分の件 …… 34
第２号議案　取締役２名選任の件 …… 35
第３号議案　監査役３名選任の件 …… 36

富山銀行
Bank of Toyama

証券コード：8365

証券コード8365
2020年6月5日

株　主　各　位

富山県高岡市下関町3番1号
株式会社　富　山　銀　行
取締役頭取　中　沖　　雄

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場　所　富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行本店2階BOTホール

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第94期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第94期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役２名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1)当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2)当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

① 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限まで に到着するようご返送ください。なお、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

② 電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

③ 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（https://www.toyamabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ（https://www.toyamabank.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

<当行の対応について>

- 本株主総会におきましては、株主総会当日の状況に応じて、当行役員およびスタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

<株主の皆さまへのお願い>

- 感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使をご推奨申しあげます。上記に伴い、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は特に慎重なご判断をお願いいたします。

<ご来場される株主の皆さまへのお願い>

- 当日ご来場される場合は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。
- 会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申しあげます。

株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使について

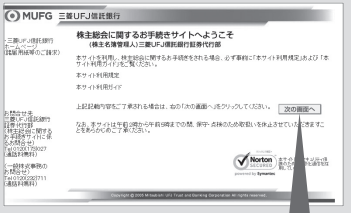
議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

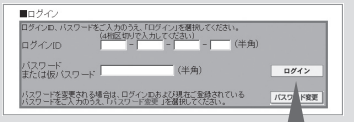
議決権行使ウェブサイトアドレス▶　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトへアクセスする



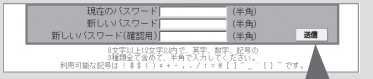
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



議決権行使書副票（右側）

議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、**2020年６月25日（木曜日）の午後５時20分まで**に行使されるようお願いいたします。

議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 **2020年6月26日（金曜日）午前10時**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

郵送による議決権行使



行使期限 **2020年6月25日（木曜日）午後5時20分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 **2020年6月25日（木曜日）午後5時20分まで**

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行指定の**議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前２時から５時まで取り扱いを休止します。）
株主さま以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合せください。
QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。
議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QR コード

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120－173－027（通話料無料）受付時間 9：00～21：00

添付書類

第94期事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

金融経済環境

当期の国内経済は、期前半は、生産や輸出に海外経済の減速の影響がみられるものの、雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費に持ち直しの動きもみられ緩やかな回復基調を維持しました。しかし、期後半は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大から経済活動が抑制され、特に輸出や個人消費は減少し、景気は弱い動きとなりました。

富山県経済も、期後半は新型コロナウイルス感染症の影響から経済活動が抑制され、弱い動きとなりました。企業活動においては、製造業では、一般機械および医薬品を中心とする化学の生産は増加し、アルミニウム、鉄鋼、プラスチックは横ばい、繊維は低調に推移しました。非製造業では、情報サービス、小売業ともに堅調に推移しました。

金融面では、短期金利は期中を通して0％を下回る水準で推移しました。長期金利は、期前半は米中の通商政策を巡る問題などを背景に一時△0.2％台後半まで低下しました。期後半は、追加緩和観測の後退や現金需要の高まりなどから0.1％台前半まで上昇しましたが、期末には景気悪化懸念を受けて再び0％近傍まで低下しました。

当行の業績

このような金融経済環境の中、当行は、2019年度よりスタートさせた第６次中期経営計画『「富山銀行ｉプロジェクト」“Ｎｅｏ”―未来に向かって―』のもと、重点戦略として掲げた、「ソリューション営業力の強化」「市場運用力の強化」「ＢＰＲ（業務再構築）の実践」「人間力・組織力の強化」の実現に向けて、全役職員が一致団結して取組みました。

個人のお客さまには、お客さま本位の業務運営の下、お客さまのニーズや利益にかなう商品プランをご提案してまいりました。来店型保険ショップとして「とやま保険プラザ」を運営し、家計の見直しを含めたマネープランのご相談など、当行独自のコンサルティングに積極的に取組んでまいりました。また、成年後見制度や遺言では対応できなかった課題を解決するため、家族信託受託者向けサービス「とやま家族信託サービス」の取扱いを開始いたしました。このほか、スマホ決済サービス「LINE Pay」等との連携、SMS（ショートメッセージ）による商品・サービス案内開始等、きめ細やかな金融商品サービスを提供するよう努めてまいりました。

法人のお客さまには、お取引先の事業の内容や今後の成長可能性を適切に評価し融資する事業性評価融資や、事業性評価に基づくソリューション提案に努めたほか、M&Aや事業承継、助成金・補助金等の説明会の開催など、各種コンサルティングにも積極的に取組んでまいりました。2019年8月には、中小企業の事業引継ぎを支援するマッチングプラットフォーム「事業引継ぎ.net」を活用し、北陸エリアにおける事業引継ぎ支援に取組みました。このほか、長期的な視点を持って地域企業の永続的な発展をサポートする「とやま永続企業支援サービス」の取扱いを開始するなど、地域活性化につながる取組みを積極的に行ってまいりました。

店舗面では、2019年11月に新本店ビルを高岡駅前にオープンいたしました。新本店ビルは、「進化～未来に向かって～」をコンセプトに、「基礎免震構造」を採用するなど、「安全・安心」を強化いたしました。また、モバイルPCやテレビ会議システムなどのICTツールを積極的に採用し、フリーアドレス、ペーパーレス、テレワークといった働き方改革をさらに進め、「生産性の向上」に努めてまいりました。新しい本店営業部は、「高付加価値、オンリーワンの金融サービスの提供」をテーマにしており、営業終了時間をこれまでの15時から19時までに延長するとともに、当行７か所目となる「とやま保険プラザ」を開設し、個人のお客さまのご相談に幅広く対応できる新しいスタイルの店舗といたしました。その他、営業エリアが重複する地域にて、営業拠点を一体化にする「店舗内店舗方式」を実施し、営業店機能の充実と効率的な営業体制の構築に取組みました。なお、店舗数につきましては、異動がなく39か店となっております。

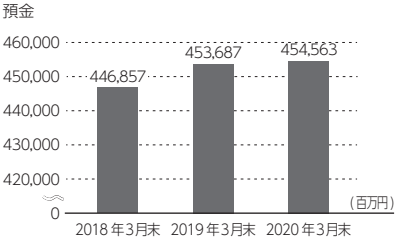
企業の社会的責任（CSR）の取組みとして、「ＳＤＧｓへの取り組み」を掲げ、持続可能な社会の実現に向けた様々な活動を行っております。2019年11月に完成した新本店ビルは、全館LEDや自然換気・採光の採用やICTツールの活用によるペーパーレス化推進など、より環境に配慮したほか、健康経営を進める働きやすい執務環境を志向しました。また、新本店ビルへ移転することを機に、富山大学生がデザインし、グリーンプリンティングやカーボンオフセットを採用した各種通帳・証書に一新いたしました。さらに、新本店ビルを活用し、BOTホールでのｅスポーツ大会の開催や季節に合わせた前面壁のライトアップを行い「高岡駅前の賑わい」の創出など、地域振興にも取組みました。このほか、大学への寄付講義や小学生向けに「ジョブキッズと

やま2019」のアトラクションの提供を行うなど、次世代を担う子どもたちへの金融教育や夢をはぐくむ活動に取組んだほか、全店一斉地域清掃活動や、「スーパークールビズ」などの実施による節電や地球温暖化防止活動へ積極的に取組んでまいりました。

当行の業績につきましては、以下の通りとなりました。

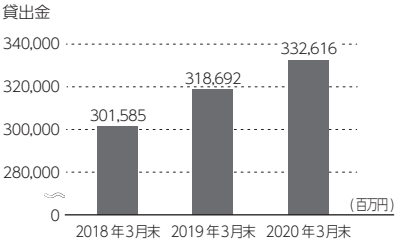
・預金

預金は、個人預金が順調に増加したことから、期中875百万円増加して、454,563百万円となりました。



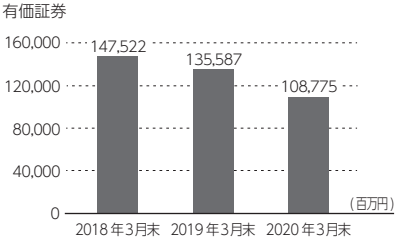
・貸出金

貸出金は、事業性貸出金が増加したことから、期中13,924百万円増加して、332,616百万円となりました。



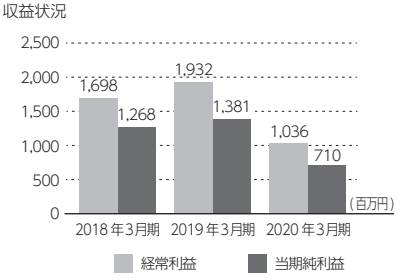
・有価証券

有価証券は、金利リスクに配意するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、期中26,812百万円減少して、108,775百万円となりました。



・収益状況

経常収益は、有価証券売却益が増加したこと等から、前期比2,814百万円増加して10,235百万円となりました。一方、経常費用は、有価証券売却損や営業経費が増加したこと等から、前期比3,710百万円増加して9,199百万円となりました。この結果、経常利益は前期比896百万円減少して1,036百万円となり、これに特別損益、法人税等を加減した当期純利益は前期比671百万円減少して710百万円となりました。



対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口動向の変化、それに伴う金融資産の移動・事業所の減少等により、競争が激化し、今後ますます厳しくなることが予想されます。また、異業種による銀行業務への参入やフィンテックに代表されるような、新たな金融サービスの進化にも直面しております。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大という難局に直面する中、お客さま及び職員の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止に取組むとともに、経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、資金決済や資金繰り等の金融サービス継続のため適切に対応することが求められております。

こうした中、当行は、第６次中期経営計画のもと、これまでのｉプロジェクトで構築してきた経営基盤を承継・発展させ、「先進技術」「地域密着」「お客さま本位」「行員の働きがい」が融和した「革新的な銀行」を目指し、さらに進化してまいります。それを実現するための重点戦略として、①ソリューション営業力の強化、②市場運用力の強化、③ＢＰＲ（業務再構築）の実践、④人間力・組織力の確立を掲げ、揺るぎない持続可能なビジネスモデルの構築に向け取組んでまいります。

重点戦略の具体的施策については以下のとおりであります。

≪重点戦略≫

①ソリューション営業力の強化　―金融仲介機能の発揮

・事業性融資

事業性評価融資推進体制を強化し、医療・介護を中心とした成長分野および金沢地区への融資を増強する。

・法人コンサルティング営業
　ソリューション営業体制を強化し、コンサルティング営業等、役務収益の更なる増強を図る。
・個人コンサルティング営業
　とやま保険プラザを中心に、オーダーメイドの問題解決型営業のより一層の強化を図る。
・リテール営業
　生活形態の変化に対応し、店頭を中心とした「face　to　face」と非対面チャネルの併進を進め、顧客取引基盤の拡大を図る。

②市場運用力の強化
・投資有価証券業務
　資金効率の向上を目指したポートフォリオのメンテナンスを行い、運用収益の増強と安定化を図る。また、市況を捉えた運用の多様化、高度化を図り、安定収益を確保する。

③ＢＰＲ（業務再構築）の実践　―ＩＣＴの有効活用
・組織、業務改革
　本部組織の改編や各種会議・委員会の再編及び運営の見直しにより、ガバナンスの強化を図る。ＩＣＴの活用、営業店事務フローの簡素化（ローコストオペレーション）や電子化により、更なる業務の効率化を図る。
・店舗改革
　店舗（ＡＴＭ）・人員配置の最適化を図り、更なる効率化店舗の実現を図る。
・働き方改革
　テレワークの導入により、生産性の向上と従業員が働き甲斐のある職場環境の整備を図る。また、ダイバーシティの推進により、多様な人財が活躍可能な職場環境の整備を図る。

④人間力・組織力の確立
・人事マネジメント
　多様なキャリア形成や能力開発に取り組み、多様化するお客さまのニーズに対応可能な、より専門性の高い人財の育成を図る。
・リスクマネジメント
　ＲＡＦを通じた運用・管理における「フォワードルッキング」の観点を導入し、収益・リスク管理態勢の強化を図る。

・グループ総合力
　グループ企業の業務の見直し、グループ一体となった金融サービスの提供により、収益力の強化を図る。

当行は、これらの重点戦略を着実に遂行するほか、2019年11月の新本店ビルの竣工を「第2の創業期」と位置付け、本部機能及び営業機能の強化を図るとともに、ＩＣＴ等新しいテクノロジーを積極的に活用し、役職員1人1人の生産性向上に努めてまいります。あわせて地域金融機関として、引続き資産内容等健全性確保や金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及び各種リスク管理の体制強化に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスを最重要な経営の柱と認識し、規律ある組織運営や経営の効率性向上のため、取締役会規則等行内規程を整備するなど、取締役の職務執行機能の強化と監視機能や監督・監査を適切に実施できる体制の整備を図っております。

また、当行の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公共性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組んでおります。

（1）株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保します。
（2）株主の皆さまを含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働します。
（3）会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
（4）取締役会による業務執行の監督機能の実効性を強化します。
（5）中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主の皆さまとの間で建設的な対話を行います。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金	4,412	4,468	4,536	4,545
定期性預金	2,599	2,557	2,526	2,440
その他	1,813	1,911	2,010	2,105
貸出金	2,843	3,015	3,186	3,326
個人向け	534	525	514	498
中小企業向け	1,410	1,597	1,720	1,802
その他	898	892	951	1,025
有価証券	1,481	1,475	1,355	1,087
国債	497	458	430	390
その他	984	1,016	924	697
総資産	4,819	5,030	5,081	5,029
内国為替取扱高	12,161	12,456	12,483	12,719
外国為替取扱高	73百万ドル	73百万ドル	67百万ドル	64百万ドル
経常利益	1,595百万円	1,698百万円	1,932百万円	1,036百万円
当期純利益	1,129百万円	1,268百万円	1,381百万円	710百万円
1株当たり当期純利益	207円84銭	233円48銭	254円45銭	130円72銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(ご参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	94	94	90	119
経常利益	17	18	19	10
親会社株主に帰属する当期純利益	11	13	14	7
包括利益	11	31	△4	△47
純資産額	337	366	358	308
総資産	4,851	5,063	5,118	5,065

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	312人	317人
平均年齢	41年5月	41年8月
平均勤続年数	17年0月	17年6月
平均給与月額	333千円	336千円

（注）1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
高岡市内	8店	うち出張所（——）	8店	うち出張所（——）
富山市内	13店	（——）	13店	（——）
金沢市内	1店	（——）	1店	（——）
その他の市町村	17店	（——）	17店	（——）
合計	39店	（——）	39店	（——）

（注）　上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を16か所（前年度末16か所）設置しております。

ロ　当年度新設営業所
該当事項はありません。

ハ　銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,779

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　容	金　額
新本部・本店ビル新築	2,442

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
富山リース株式会社	富山県富山市泉町1丁目1番7号	リース業務	1981年3月27日	百万円 20	% 53.00	—
富山保証サービス株式会社	富山県高岡市下関町３番１号	信用保証業務	1987年9月21日	百万円 20	% 40.00	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び金沢信用金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現

金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（2019年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
齊藤栄吉	代表取締役頭取	—	—
岡部一浩	専務取締役 営業統括部長	—	—
森永利宏	常務取締役 総合企画部長	—	—
中沖　雄	常務取締役 企業金融部長	—	—
駒井秀樹	取締役 事務部長	—	—
佐原和生	取締役 審査部長	—	—
大澤　眞	取締役（社外）	株式会社フィーモ代表取締役社長	—
野田万起子	取締役（社外）	Human Delight株式会社代表取締役社長	—
五十嵐郁夫	常勤監査役	—	—
新田八朗	監査役（社外）	—	—
笹倉茂樹	監査役（社外）	—	—
大村啓三	監査役	大村啓三公認会計士事務所代表	—

（注）1. 社外取締役大澤眞氏及び野田万起子氏並びに社外監査役新田八朗氏及び笹倉茂樹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役長津輝彦氏は、2019年8月31日付で辞任により退任いたしました。
3. 社外監査役新田八朗氏は、2020年3月30日付で日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長を任期満了により退任いたしました。また、2020年3月27日付で太閤山観光株式会社代表取締役社長を辞任により退任いたしました。
4. 監査役五十嵐郁夫氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大村啓三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	9人	115
監　査　役	4人	17
計	13人	132

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人給与及び使用人賞与21百万円を支払っております。
4. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、6百万円が含まれております。
5. 定款又は株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額150百万円、別枠で取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額20百万円であります。
6. 定款又は株主総会で定められた監査役の報酬限度額は年額32百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
大　澤　　眞 (社外取締役)	会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
野　田　万起子 (社外取締役)	同　　上
新　田　八　朗 (社外監査役)	同　　上
笹　倉　茂　樹 (社外監査役)	同　　上
大　村　啓　三 (監査役)	同　　上

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 澤　　眞 (社外取締役)	株式会社フィーモ代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
野 田 万起子 (社外取締役)	Human Delight株式会社代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
新 田 八 朗 (社外監査役)	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長でありましたが、2020年３月30日をもって任期満了により退任しております。また、太閤山観光株式会社代表取締役社長でありましたが、2020年３月27日をもって辞任により退任しております。なお、日本海ガス絆ホールディングスグループ及び太閤山観光株式会社とは、通常の銀行取引があります。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	―

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
大 澤　　眞 (社外取締役)	２年９か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融・財務分野業務及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
野 田 万起子 (社外取締役)	２年９か月	当期開催の取締役会12回のうち11回出席	金融業務・企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
新 田 八 朗 (社外監査役)	17年９か月	当期開催の取締役会12回のうち９回、監査役会12回のうち10回出席	企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	２年９か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回出席	金融・財務分野における高い見識及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	8	―

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数　発行可能株式総数　12,000千株
発行済株式の総数　5,444千株

（注） 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　3,573名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社北陸銀行	233千株	4.30%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	190	3.50
株式会社ホクタテ	178	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	166	3.06
トナミホールディングス株式会社	161	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	149	2.74
三協立山株式会社	140	2.58
株式会社北國銀行	110	2.02
富山銀行従業員持株会	106	1.96
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	100	1.84

（注）1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（11千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口及び信託口４）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　大村真敏 指定有限責任社員　西田裕志	32	・当行監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計金額は32百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

（業務の適正を確保するための体制の概要）

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、行員倫理規定等のコンプライアンス規定を定めると共に、その実践にあたってコンプライアンス・マニュアルを制定して指針とし、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護等を含めた法令等遵守の徹底を図る。

実効性向上のため、取締役会で年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、態勢強化に努めると共に、実施状況を経営会議で定期的にチェックし、取締役会に報告する。

コンプライアンス問題発生時には、その内容等について各部署のコンプライアンス担当者並びに責任者から主管部、主管部からコンプライアンス統括部門、経営会議を経て取締役会へ報告する体制とする。また、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制として内部通報制度を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規定等を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行のリスクを網羅的・統合的に管理するために内部管理基本方針を定め、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化すると共に、管理部署においてリスクの種類や特性に対応した適切な管理を行う。

災害や障害等の不測の事態や危機発生時に備え、「業務継続に関する基本方針」を定め、危機管理体制の整備を行う。

総合企画部リスク統括室を統合的リスク管理部門とし、各リスクの管理態勢及び運営状況を統合的にチェックすると共に、経営会議をリスク管理に関する全行横断的かつ統括的な審議・協議機関とし、リスク全般に亘り管理状況を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画に基づき毎年総合予算計画及び業務運営方針を定め、経営目標を明確化すると共に、その進捗状況を経営会議で定期的に検証し、取締役会へ報告する。

日常の職務執行に際しては、組織規定に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

業務執行の機動性を高めるため毎週経営会議を開催し、各部の重要案件の審議、報告を行う。また、取締役会規則を定め、付議基準を明確化すると共に議題に関する資料の充実を図って審議内容の深度を高める。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するため子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部統制の強化に努めると共に、子会社に対する管理方針や報告体制等を定めた、「関係会社管理規程」を制定し、管理態勢を整備する。

当行のコンプライアンス体制、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。子会社は、各種規定を定め、執行状況について各リスク等の管理部署の要請に応じ報告する。

当行及び子会社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を整備する。

また、当行監査部は、コンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢などの内部監査をグループ全体に実施し、定期的に取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を監査部に置き、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

また、監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の意見を尊重する。

(7) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の取締役及び使用人は、法律に定める事項について監査役に報告すると共に、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。報告者は、情報提供を理由として不利

な取扱いを受けることはない。
　また、監査役が取締役会ほか常務会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を表明できる体制とする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役会は、頭取、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
　監査役会は、必要に応じ、銀行の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）
　当行グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制
　当行は、当行及び子会社の全役職員に対し、コンプライアンス・プログラムに基づき、その階層に応じて必要な行内教育、指導を実施し、コンプライアンスマインドの醸成を徹底しております。また、当行は内部通報制度による相談・通報体制を構築しており、子会社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) リスク管理体制
　当行は、内部管理基本方針において、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化し、管理部署において、リスクの種類や特性に対応した適切な管理を行っております。総合企画部リスク統括室は、各リスクの管理態勢及び運営状況をチェックするとともに、経営会議でのリスク全般に亘る管理状況を取締役会に報告しております。
　また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告しております。

(3) 取締役の職務執行
　当行は、原則として月に１回の定例取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項及び経営上重要な決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、経営会議を毎週開催し、各部の重要案件について審議・報告を行い、取締役会規則に定めるものは取締役会で決議しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を12回開催しております。

(4) グループ管理体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するために、子会社各社に取締役及び監査役を派遣しているほか、「関係会社管理規程」を定め、子会社から報告または書類の提出を受けております。

また、当行監査部は、「内部監査規定」等に基づき、子会社の内部監査を実施し、定期的に取締役会に報告しております。

(5) 監査役の監査体制

当行は、監査役を補助すべき使用人を監査部に配しており、監査役はこの使用人に必要な事項を命令し、監査業務を行っております。

監査役は、取締役会、常務会及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて発言を行うとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当行取締役及び使用人に説明を求めております。また、原則として月に１回の監査役会を開催しているほか、頭取及び会計監査人と定期的に意見交換を開催しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第94期末（2020年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**47,565**	**預金**	**454,563**
現金	5,507	当座預金	26,642
預け金	42,057	普通預金	174,398
有価証券	**108,775**	貯蓄預金	5,936
国債	39,073	通知預金	1,972
地方債	8,468	定期預金	238,833
社債	23,351	定期積金	5,203
株式	13,645	その他の預金	1,576
その他の証券	24,236	**コールマネー**	**13,500**
貸出金	**332,616**	**外国為替**	**0**
割引手形	4,011	未払外国為替	0
手形貸付	12,644	**その他負債**	**2,563**
証書貸付	267,146	未払法人税等	53
当座貸越	48,814	未払費用	119
外国為替	**428**	前受収益	213
外国他店預け	428	給付補填備金	0
その他資産	**5,198**	リース債務	19
未収還付法人税等	238	資産除去債務	91
前払費用	5	その他の負債	2,066
未収収益	343	**賞与引当金**	**96**
金融派生商品	0	**退職給付引当金**	**443**
その他の資産	4,610	**睡眠預金払戻損失引当金**	**31**
有形固定資産	**9,159**	**偶発損失引当金**	**99**
建物	5,436	**繰延税金負債**	**793**
土地	3,268	**再評価に係る繰延税金負債**	**503**
リース資産	17	**支払承諾**	**1,210**
建設仮勘定	2	**負債の部合計**	**473,807**
その他の有形固定資産	433	（純資産の部）	
無形固定資産	**304**	**資本金**	**6,730**
ソフトウェア	277	**資本剰余金**	**5,690**
その他の無形固定資産	27	資本準備金	5,690
前払年金費用	**462**	**利益剰余金**	**12,097**
支払承諾見返	**1,210**	利益準備金	1,429
貸倒引当金	**△2,764**	その他利益剰余金	10,668
		別途積立金	9,500
		繰越利益剰余金	1,168
		自己株式	**△38**
		株主資本合計	**24,479**
		その他有価証券評価差額金	**3,605**
		土地再評価差額金	**1,066**
		評価・換算差額等合計	**4,671**
		純資産の部合計	**29,150**
資産の部合計	**502,957**	**負債及び純資産の部合計**	**502,957**

第94期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**10,235**
資金運用収益	**5,750**	
貸出金利息	3,191	
有価証券利息配当金	2,524	
預け金利息	33	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	**1,321**	
受入為替手数料	243	
その他の役務収益	1,077	
その他業務収益	**9**	
外国為替売買益	9	
その他経常収益	**3,153**	
貸倒引当金戻入益	28	
償却債権取立益	51	
株式等売却益	2,970	
その他の経常収益	103	
経常費用		**9,199**
資金調達費用	**54**	
預金利息	60	
コールマネー利息	△5	
役務取引等費用	**439**	
支払為替手数料	42	
その他の役務費用	397	
営業経費	**5,479**	
その他経常費用	**3,224**	
貸出金償却	0	
株式等売却損	3,074	
株式等償却	49	
その他の経常費用	99	
経常利益		**1,036**
特別利益	—	—
特別損失		**110**
固定資産処分損	7	
減損損失	103	
税引前当期純利益		**925**
法人税、住民税及び事業税	**230**	
法人税等調整額	**△15**	
法人税等合計		**215**
当期純利益		**710**

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
現金預け金	47,671	預金	453,926
有価証券	108,823	コールマネー及び売渡手形	13,500
貸出金	331,745	借用金	1,902
外国為替	428	外国為替	0
リース債権及びリース投資資産	3,369	その他負債	3,205
その他資産	6,287	賞与引当金	97
有形固定資産	9,208	退職給付に係る負債	445
建物	5,444	役員退職慰労引当金	2
土地	3,268	睡眠預金払戻損失引当金	31
リース資産	28	偶発損失引当金	99
建設仮勘定	2	繰延税金負債	782
その他の有形固定資産	463	再評価に係る繰延税金負債	503
無形固定資産	351	支払承諾	1,210
ソフトウェア	278	負債の部合計	475,707
リース資産	45	（純　資　産　の　部）	
その他の無形固定資産	27	資本金	6,730
退職給付に係る資産	426	資本剰余金	6,244
繰延税金資産	24	利益剰余金	12,490
支払承諾見返	1,210	自己株式	△38
貸倒引当金	△2,999	株主資本合計	25,427
		その他有価証券評価差額金	3,598
		土地再評価差額金	1,066
		退職給付に係る調整累計額	△26
		その他の包括利益累計額合計	4,638
		非支配株主持分	775
		純資産の部合計	30,840
資産の部合計	506,548	負債及び純資産の部合計	506,548

連結損益計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
経常収益		**11,921**
資金運用収益	**5,742**	
貸出金利息	3,183	
有価証券利息配当金	2,523	
預け金利息	33	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	**1,350**	
その他業務収益	**1,705**	
その他経常収益	**3,122**	
償却債権取立益	51	
その他の経常収益	3,070	
経常費用		**10,848**
資金調達費用	**68**	
預金利息	60	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△5	
借用金利息	13	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**430**	
その他業務費用	**1,564**	
営業経費	**5,553**	
その他経常費用	**3,231**	
貸倒引当金繰入額	6	
その他の経常費用	3,224	
経常利益		**1,073**
特別利益	—	—
特別損失		**110**
固定資産処分損	7	
減損損失	103	
税金等調整前当期純利益		**962**
法人税、住民税及び事業税	**236**	
法人税等調整額	**△12**	
法人税等合計		**224**
当期純利益		**738**
非支配株主に帰属する当期純利益		**13**
親会社株主に帰属する当期純利益		**725**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月13日

株式会社　富　山　銀　行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　村　真　敏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　田　裕　志　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富山銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月13日

株式会社　富　山　銀　行
　　取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　村　真　敏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　田　裕　志　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社富山銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月14日

株式会社　富山銀行　監査役会

常勤監査役　五十嵐　郁　夫　㊞

監　査　役　新　田　八　朗　㊞

監　査　役　笹　倉　茂　樹　㊞

監　査　役　大　村　啓　三　㊞

（注）監査役 新田八朗及び監査役 笹倉茂樹は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

第94期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持する方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金25円　総額135,824,500円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	500,000,000円

第２号議案　取締役２名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、１名増員して取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任されます取締役の任期は、当行定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	※ 中田 勝久（なかだ かつひさ） (1969年10月４日生)	1992年４月 当行入行 2014年２月 当行営業統括部次長 2016年４月 当行小杉支店長 2017年５月 当行富山支店長兼柳町支店長 2020年３月 当行富山支店長（富山地区統括）（現任）	100株
	≪取締役候補者とした理由≫ 営業部門のほか、営業統括部門に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有し、当行の業務に精通しております。 こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。		
2	※ 末武 真吾（すえたけ しんご） (1971年3月25日生)	1994年４月 当行入行 2011年４月 当行営業統括部企画役 2014年12月 当行金沢事務所長兼営業統括部企画役 2017年２月 当行金沢営業部長（現任）	500株
	≪取締役候補者とした理由≫ 営業部門のほか、営業統括部門に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有し、当行の業務に精通しております。 こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。		

（注）1.　各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2.　※は新任の取締役候補者であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役 五十嵐郁夫氏、新田八朗氏および大村啓三氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	五十嵐（いがらし）　郁夫（いくお） (1955年7月６日生)	1978年４月 当行入行 1999年２月 当行婦中支店長 2001年６月 当行総合企画部主計課長 2002年10月 当行総合企画部次長 2005年６月 当行総合企画部長 2007年６月 当行取締役総合企画部長 2011年６月 当行取締役審査部長 2013年11月 当行取締役監査部長 2014年６月 当行常務取締役富山支店長 2016年12月 当行常務取締役富山支店長兼柳町支店長 2017年６月 当行常勤監査役（現任）	3,700株
	≪監査役候補者とした理由≫ 当行において、経理部門のほか、監査部門、審査部門などに携わるなど豊富な業務経験と財務・会計分野に高い知見を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、監査役として取締役の職務執行の監査を的確・公正に遂行でき、引続き当行の経営に貢献できる人物と判断し、監査役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
2	新田八朗（にった はちろう） (1958年8月27日生)	1983年２月 日本海ガス株式会社入社 1985年３月 同社取締役 2000年１月 同社代表取締役社長 2002年６月 当行監査役（現任） 2013年７月 太閤山観光株式会社代表取締役社長 2018年１月 日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長 2020年１月 日本海ガス株式会社代表取締役社長退任 2020年３月 日本海ガス絆ホールディングス株式会社相談役（現任） 2020年３月 太閤山観光株式会社取締役（現任）	1,000株
	≪社外監査役候補者とした理由≫ 日本海ガス株式会社の元代表取締役として長年企業経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、地域経済にも精通しております。こうした経験や知見を引続き社外監査役として、当行の経営に活かしていただくため、社外監査役候補者としました。		
3	大村啓三（おおむら けいぞう） (1952年2月20日生)	1982年４月 公認会計士登録 2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2014年６月 新日本有限責任監査法人退所 2014年７月 大村啓三公認会計士事務所開設（現任） 2015年６月 当行取締役 2017年６月 当行監査役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 大村啓三公認会計士事務所代表	－ 株
	≪監査役候補者とした理由≫ 公認会計士として、2014年6月まで新日本有限責任監査法人の代表社員を務め、会計の専門知識や上場企業監査等の豊富な経験と高い見識を有しております。こうした財務・会計の専門知識と高い見識を引続き監査役として、当行の経営に活かしていただくため、監査役候補者としました。		

（注）1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新田八朗氏は、社外監査役候補者であります。
3. 新田八朗氏の当行社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって18年となります。
4. 当行は、新田八朗、大村啓三の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する限度額としており、本総会において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第94回定時株主総会会場ご案内図

会場

富山県高岡市下関町３番１号

富山銀行本店 ２階BOTホール



交通のご案内

あいの風とやま鉄道 「高岡駅」 古城公園口(北口) より徒歩１分

お車でお越しの株主様は、市営高岡中央駐車場をご利用ください。
(ご利用された際は会場受付にてお申し出ください。)